



資産形成の学校

NISA講座

NISAの決定的な 2つのデメリット

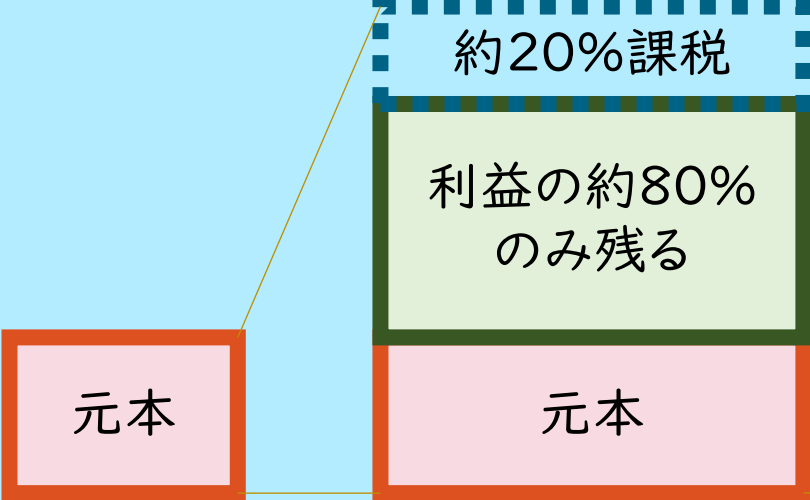
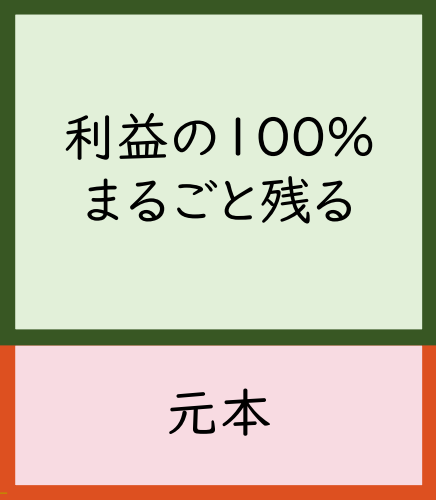
Q

NISAで投資をすれば、
課税口座に比べて
どんな場合も有利ですか？

A

実は、NISAには
損失時はかえって不利
というデメリットがある

運用益と損益が出ているときのNISAと課税口座

	課税口座（特定口座など）	NISA口座
運用益 （利益がでているとき）	デメリット 約20%課税されるので、 金融機関で源泉徴収される  元本 元本 約20%課税 利益の約80%のみ残る	メリット 100%非課税になるので 源泉徴収もなければ、 確定申告も不要  元本 利益の100%まるごと残る
損益 （元本割れの時）	メリット 損益通算と繰り越し控除 ができる	デメリット 損益通算と繰り越し控除 ができない

ケース① 損益通算

損益通算ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が+40万円、Y投信が-30万円なっていて売却した場合

- ① X投信を課税口座
- Y投信を課税口座

課税口座
X投信 +40万円

課税口座
Y投信 -30万円

損益通算できる

損益通算

複数の口座の利益と損失を合算して、税金の計算をすること。**NISAではできない**

計算) $+40\text{万円} - 30\text{万円} = +10\text{万円}$
課税口座同士なので、利益と損失を合算できる



利益が10万円出ているので、
税金約20%の**約2万円が税金**、損失0万円、合計**-2万円**

ケース② 損益通算

損益通算ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が+40万円、Y投信が-30万円になっていて売却した場合

②X投信をNISA口座
Y投信を課税口座

NISA口座
X投信 +40万円

課税口座
Y投信 -30万円

損益通算できない

損益通算

複数の口座の利益と損失を合算して、税金の計算をすること。**NISAではできない**

課税口座とNISA口座同士は、利益と損失を合算できないが、NISA口座では運用益は非課税

利益が40万円出ているけれど、
税金は0円、損失は-30万円、合計-30万円

ケース③ 損益通算

損益通算ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が+40万円、Y投信が-30万円になっていて売却した場合

③X投信をNISA口座
Y投信をNISA口座

NISA口座
X投信 +40万円

NISA口座
Y投信 -30万円

損益通算できない

損益通算

複数の口座の利益と損失を合算して、税金の計算をすること。**NISAではできない**

NISA口座とNISA口座同士は、利益と損失を合算できないが、NISA口座では運用益は非課税



利益が40万円出ているけれど、
税金は0円、損失は-30万円、合計-30万円

損益通算のまとめ

種類	X投信	Y投信	結果
ケース①	+40万円	-30万円	税金約2万円 損失0万円 合計-2万円
	課税口座	課税口座	
ケース②	+40万円	-30万円	税金約0万円 損失-30万円 合計-30万円
	NISA口座	課税口座	
ケース③	+40万円	-30万円	税金約0万円 損失-30万円 合計-30万円
	NISA口座	NISA口座	

中間まとめ（Ⅰ）

- ・ NISA口座では損益通算ができない
- ・ 損失が出ている場合は、課税口座よりNISA口座の方が損をしてしまう

ケース① 繰越控除

繰越控除ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が-50万円、Y投信が+20万円になっていて売却した場合

- ① X投信を課税口座
- Y投信を課税口座

課税口座
X投信 -50万円

課税口座
Y投信 +20万円

繰越控除できる

繰越控除

損益通算では引けなかった損失があるとき
最大3年間繰り越し。**NISAではできない**

計算) $-50万円 + 20万円 = -30万円$
損益通算はできたので税金は0円だけれど、損失が残った



確定申告すると、最大3年間
-30万円の損失を繰り越しできる

(ケース①補足) 繰越控除

繰越控除

損益通算では引けなかった損失があるとき
最大3年間繰り越し。**NISAではできない**

2024年

課税口座
X投信 -50万円

課税口座
Y投信 +20万円

繰越控除できる
-30万円

2025年

課税口座
A投信 -10万円

課税口座
B投信 +40万円

※損失の繰越ができない場合
(ケース②とケース③の場合)

-10万円+40万円=+30万円
損益通算はできるが、
利益は30万円なので、
約20%の税金は**約6万円**

繰越控除できるため

-30万円+30万円=0円が利益となり、
この場合に税金は0円(かからない)

ケース② 繰越控除

繰越控除ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が-50万円、Y投信が+20万円になっていて売却した場合

② X投信をNISA口座
Y投信を課税口座

NISA口座
X投信 -50万円

課税口座
Y投信 +20万円

繰越控除できる

繰越控除

損益通算では引けなかった損失があるとき
最大3年間繰り越し。**NISAではできない**

損益通算はできないので、利益は+20万円で
税金約20%の約4万円が税金としてかかる

約4万円が税金、損失は-50万円、合計-54万円
しかしながら、繰越控除ができないので損は繰越できない

(ケース①補足) 繰越控除

繰越控除

損益通算では引けなかった損失があるとき
最大3年間繰り越し。**NISAではできない**

2024年

課税口座
X投信 -50万円

課税口座
Y投信 +20万円

繰越控除できる
-30万円

2025年

課税口座
A投信 -10万円

課税口座
B投信 +40万円

※損失の繰越ができない場合
(ケース②とケース③の場合)

-10万円+40万円=+30万円
損益通算はできるが、
利益は30万円なので、
約20%の税金は**約6万円**

繰越控除できるため

-30万円+30万円=0円が利益となり、
この場合に税金は0円(かからない)

ケース③ 繰越控除

繰越控除ができないという税制面のデメリットを理解しておく

例) X投信が-50万円、Y投信が+20万円になっていて売却した場合

③X投信をNISA口座
Y投信をNISA口座

NISA口座
X投信 -50万円

NISA口座
Y投信 +20万円



繰越控除できる

繰越控除

損益通算では引けなかった損失があるとき
最大3年間繰り越し。**NISAではできない**

損益通算はできないが、NISAなので税金は0万円
損失の-50万円なので、合計-50万円



**NISA口座では、
繰越控除ができないので損は繰越できない**

繰越控除のまとめ

種類	X投信	Y投信	結果
ケース①	-50万円	+20万円	税金約0円 損失-30万円 合計-30万円 (繰越できる)
	課税口座	課税口座	
ケース②	-50万円	+20万円	税金約4万円 損失-50万円 合計-54万円 (繰越できない)
	NISA口座	課税口座	
ケース③	-50万円	+20万円	税金約0万円 損失-50万円 合計-50万円 (繰越できない)
	NISA口座	NISA口座	

中間まとめ（2）

- ・ NISA口座では繰越控除ができない
- ・ 損失が出ていて、将来に利益が出ると課税口座の方が税金が安くなる

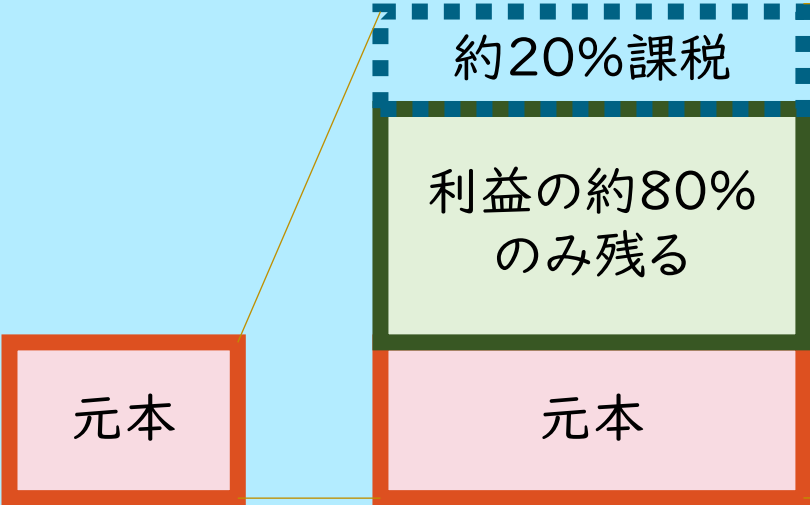
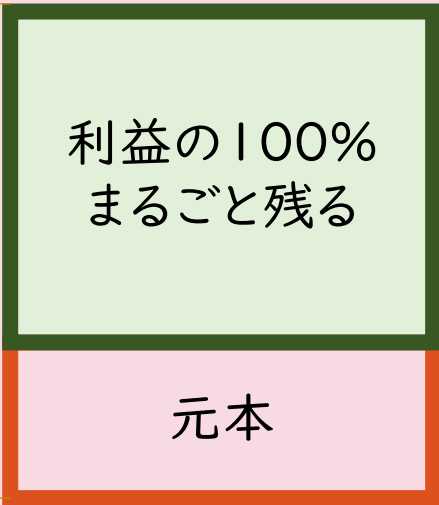
Q

NISAで投資をすれば、
課税口座に比べて
どんな場合も有利ですか？

A

実は、NISAには
損失時はかえって不利
というデメリットがある

運用益と損益が出ているときのNISAと課税口座

	課税口座（特定口座など）	NISA口座
運用益 （利益がでているとき）	デメリット 約20%課税されるので、 金融機関で源泉徴収される  元本 元本 約20%課税 利益の約80%のみ残る	メリット 100%非課税になるので 源泉徴収もなければ、 確定申告も不要  元本 利益の100%まるごと残る
損益 （元本割れするとき）	メリット 損益通算と繰り越し控除 ができる	デメリット 損益通算と繰り越し控除 ができない